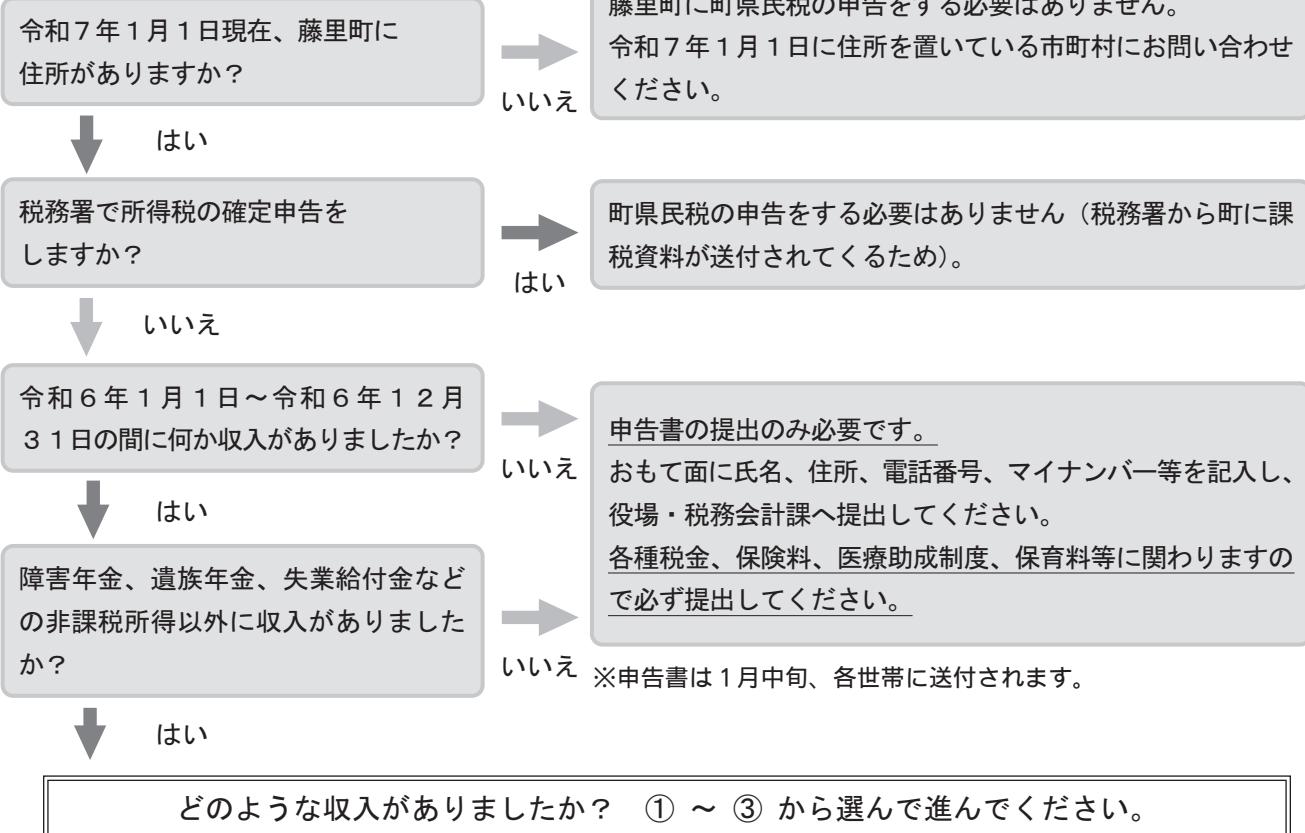


あなたは申告が 必要? 不要?

申告が必要かどうかの簡易な目安です。必ずしも当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は税務会計課までお問い合わせください。(☎ 0185-79-2113)

スタート



①給与収入がある

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？
※勤務先から町に給与支払の報告がされていない場合は申告が必要です。

いいえ

医療費、寄附金税額、雑損控除等を受けますか？

いいえ

町県民税の申告は必要はありません。
ただし、給与の年末調整が済んでいない方は申告が必要な場合があります。

②公的年金収入がある

国民年金、厚生年金、共済年金の老齢年金以外に収入がありましたか？

いいえ

扶養、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、雑損等の控除を受けますか？

いいえ

町県民税の申告の必要はありません。

③農業・営業・不動産・譲渡・一時・雑所得等の収入がある。

はい

町県民税の申告が必要です